

“つながろう つなげよう 安心のまち りっとう”
「赤い羽根共同募金助成事業」



申請に関する Q & A

Q 1 ボランティアグループが企画・運営して、地域住民を対象としたサロンを開催しています。助成対象になりますか？

A 1 対象になります。
ただし、事業の実施に必要な資金の確保が困難である組織を対象に助成をしておりますので、他の民間助成金や公的な補助金など多額の助成を受けている場合は助成対象とならないこともあります。
また、自治会など地域組織と協力して、継続的に開催できるよう協議いただくようおすすめしております。

Q 2 ボランティアで毎月子育てサロンを開所しています。助成対象になりますか？

A 2 定期的、継続的なつながり活動ですので「地域や人をつなげる事業助成」の対象になりますが、条件によっては対象外となることもあります。
・概ね10人以上が活動に参加しているもの
・事業の実施に必要な資金の確保が困難であること
・会員制など、特定の個人やグループ、団体のみに参加対象が限定されないこと
上記の条件等についてご確認ください。また、助成金額については、総事業費の3分の2を目安にしてください。

Q 3 講師を呼んで、学習会、研修会を開催したいと思います。講師の謝礼の目安額はどれぐらいですか？

A 3 報償費については、ボランティアを講師として依頼する場合は交通費実費程度、専門の講師の場合は1時間5,000円程度とします。
これは、助成の種類に関係なく報償費の金額の目安額とさせていただきます。

Q 4 自己資金はどれぐらい充当しなければなりませんか？

A 4 自己資金は助成を希望される事業にかかる総事業費の1/3以上充当してください。
なお、自己資金については参加利用者からの参加費や組織の事業収入、前年度繰越金などを充当ください。ただし、事業の実施に必要な資金の確保が困難である組織を対象に助成をします。他の民間助成金や市の補助金など多額の助成を受けている場合は助成対象とならないこともあります。

Q 5 別表 1 には、助成額の上限が記載されていますが、助成申請額は上限額を申請すればいいのですか？

A 5 助成申請額は総事業費の3分の2とします。それぞれ計算して申請してください。
なお、別表 1 の「(2) 地域や人をつなげる事業助成 つながりをよりひろげる活動」については、市内全域での実施の場合は昨年度活動実績をもとに参加予定人数（開催規模）に応じて、目安額を設けておりますので参考に申請してください。

参加予定のべ人数	助成の目安額
100 名以上	60,000 円
50 名～99 名	50,000 円
20 名～49 名	30,000 円
19 名以下	20,000 円

Q 6 なぜ、赤い羽根共同募金の助成による事業であることを周知しなければならないのですか？

A 6 この助成は栗東市のみなさまからいただいた「赤い羽根共同募金」を活用しています。共同募金は「じぶんの町を良くするしくみ」として広く住民のみなさまにご理解いただきたく、寄付いただいた方へどのように募金が使われているかを知っていただくため、周知をお願いします。
案内チラシなどに赤い羽根共同募金のキャラクターのカットなどを使用される場合は、データ等でお渡ししますので、お気軽にお申し出ください。

「これは申請できる事業？」「申請書の書き方がわからない」こんな時にご相談に応じます。お気軽にご相談ください。

栗東市共同募金委員会 <事務局：栗東市社会福祉協議会>

〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺 190 番地

(総合福祉保健センター なごやかセンター内)

電話：554-6105 FAX：554-6106

「つながろう つなげよう 安心のまち りっとう」
赤い羽根共同募金助成事業（平成 29 年度）



<申請書類等提出時のチェックリスト>

■提出書類

①すべての団体が提出してください。

- 様式 1 申請書
- 助成金振込先を確認するための通帳の写し
- 様式 2 共同募金助成申請事業の概要

②本会助成事業にはじめて申請するボランティアグループや福祉団体（自治会や学区地域振興協議会は不要）

- 様式 3 申請組織の活動概要

■提出の際の確認事項

- 申請期間内（締切は5月2日です）に共同募金委員会事務局（栗東市社会福祉協議会）へ提出ください。
- 申請内容について、担当の方へお尋ねすることがあります。申請書類のコピーをお手元にお持ちください。
- 申請を提出された事業については赤い羽根共同募金助成事業である旨の表示をし、表示したチラシや事業実施後の報告のための領収書等を保管ください。
- 6月中旬（予定）に助成金交付式を開催しますので、ご出席ください。なお交付式では、事業の成果報告や、報告書類の書き方の説明をおこないます。
- 報告書様式は交付式にてお渡しします。